

教育委員会臨時会議事日程

令和5年3月17日（金）午前10時00分

1. 会議録の承認

2. 一般報告・その他報告事項

第4期横浜市教育振興基本計画の策定について

第33期横浜市社会教育委員会議提言について

令和5年度南高等学校附属中学校適性検査における問題及び解答用紙の誤り並びに
横浜サイエンスフロンティア高等学校特色検査における解答用紙の誤りについて

3. 審議案件

教委第71号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

教委第72号議案 横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する
規程の一部改正について

教委第73号議案 横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部改正について

教委第74号議案 横浜市教職員第一健康審査会委員及び横浜市教職員第二健康審査会
委員の委嘱について

教委第75号議案 教職員の人事について

教委第76号議案 教職員の人事について

4. 報告案件

教委報第6号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について

5. その他

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

- 3/9 こども青少年・教育委員会
- 3/14 予算第一・予算第二特別委員会連合審査会（総合審査）
- 3/15 予算第一特別委員会（採決）
- 3/16 本会議（第5日）予算議決、追加議案上程・質疑・付託、追加議案議決

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- 第4期横浜市教育振興基本計画の策定について
- 第33期横浜市社会教育委員会議提言について
- 令和5年度南高等学校附属中学校適性検査における問題及び解答用紙の誤り並びに横浜サイエンスフロンティア高等学校特色検査における解答用紙の誤りについて

3 その他

第4期横浜市教育振興基本計画を策定しました！

2030年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン2030」（2018（平成30）年策定）のアクションプランとして、「第4期横浜市教育振興基本計画」を策定しました。

本計画では、「一人ひとりを大切に」、「みんなの計画・みんなで実現」、「EBPM(エビデンスに基づく政策形成)の推進」の3つの視点に基づき、一人ひとりの成長に焦点を当てた教育政策を展開し、横浜教育ビジョン2030で掲げる「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指します。

1 計画の概要

(1) 計画期間

4年間：2022（令和4）年度～2025（令和7）年度

(2) 計画の視点

一人ひとりを大切に

子ども一人ひとりの個性や多様性を大切に、「だれもが」「安心して」「豊かに」の人権尊重の精神を基盤とする教育を推進するとともに、それぞれの資質・能力を育成します。

みんなの計画・みんなで実現

複数で子どもに関わる体制の徹底及び、家庭・地域・関係機関・民間企業・NPO等との連携・協働により、チーム横浜で子どもを育てます。

EBPM[※]の推進

「横浜市学力・学習状況調査」等のデータ分析により授業改善や児童生徒理解を一層推進するとともに、客観的な根拠に基づく教育政策を子どもの成長に関わる人と共有し、連携して質の高い教育につなげます。

※ Evidence Based Policy Making エビデンスに基づく政策形成

(3) 計画の構成

「横浜教育ビジョン2030」が示す教育の方向性に基づき、8の柱と21の施策で構成しています。

2 策定の経過

令和3年12月22日	「横浜市総合教育会議」において、「今後の横浜の教育政策について～『第4期横浜市教育振興基本計画』を見据えて～」を協議
令和4年8月19日	「3つの視点に基づく第4期横浜市教育振興基本計画策定に向けた考え方について」を教育委員会臨時会にて審議・議決
9月2日	素案を教育委員会定例会にて審議・議決
9月30日 ～10月31日	素案に関するパブリックコメントを実施
令和5年2月3日	原案を教育委員会定例会にて審議・議決
2月15日	令和5年第1回市会定例会にて議決

3 素案に係るパブリックコメントの実施結果

(1) パブリックコメントの実施概要

- ・実施期間 令和4年9月30日(金)～令和4年10月31日(月)
- ・意見提出方法 横浜市電子申請・届出システム、電子メール、郵送、FAX
- ・素案(概要版)配布部数 4,600部
- ・周知方法 各区役所、市民情報センター、市立図書館、行政サービスコーナー、広報よこはま教育委員会ホームページ、ツイッター、横浜市LINE等

(2) 実施結果

ア 意見提出状況

投稿手段	通数
電子申請	132通
メール	30通
郵送	3通
FAX	4通
手渡し	1通
計:	170通

居住地	通数
市内	146通
市外	7通
未回答	17通
計:	170通

イ 項目別意見数

項目	意見数
計画全体	42件
柱1 一人ひとりを大切にしたい学びの推進	100件
柱2 とともに未来をつくる力の育成	8件
柱3 豊かな心の育成	22件
柱4 健やかな体の育成	55件
柱5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働	24件
柱6 いきいきと働き、学び続ける教職員	52件
柱7 安全・安心でより良い教育環境	22件
柱8 市民の豊かな学び	17件
その他	12件
計:	354件

※複数の柱に関連する御意見は、内容に応じて一つの柱に振り分けています。

ウ 項目別 主な意見

項目	主な意見	意見数
計画全体	・「イメージ図がとても分かりやすい。」等の3つの視点に関する賛同 ・「達成の評価が難しい」等の指標の設定に関する御意見 等	42件
柱1	・主体的・対話的で深い学びやチーム学年経営の推進に関する賛同【施策1】 ・コロナ禍においても協働的な学びの充実を求めるもの【施策1】 ・オンライン授業や家庭学習でのタブレット活用の要望【施策2】 ・特別支援学校に通う子ども達と地域の子ども達の交流を求めるもの【施策3】 ・通級指導教室の拡充等に関する御意見【施策3】 ・不登校支援の充実、関係機関とのさらなる連携に関すること【施策4】 等	100件
柱2	・持続可能な社会の創り手育成に関する賛同 等	8件
柱3	・コロナ禍においても本物に触れる機会や体験活動に関する御意見 ・コロナ禍での学校生活に不安を抱く子どもへの支援を求めるもの 等	22件
柱4	・今後の中学校給食の方向性に関する御意見 ・学校生活における感染症への対策に関する御意見 等	55件
柱5	・福祉・医療等との連携の充実を求めるもの 等	24件
柱6	・教職員の増員に関する御意見 ・業務の負担軽減等、教職員の働き方改革の推進に関する御意見 等	52件
柱7	・学校施設の建替えや設備の修繕等を求めるもの ・学校規模・通学区域の適正化に関する御意見 等	22件
柱8	・図書館のさらなる充実を求めるもの 等	17件

エ 御意見への対応状況

対応状況	説明	意見数	割合
修正	御意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの	19件	5.4%
包含・賛同	御意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの	57件	16.1%
参考	取組等の参考とさせていただくもの	265件	74.8%
その他	本計画に関連しない意見・要望等	13件	3.7%

パブリックコメントの実施結果の詳細については、横浜市ホームページに記載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/kyoikuplan/4th-kyoikuplan.html>

4 計画のダウンロード及び配布等について

第4期横浜市教育振興基本計画は、横浜市ホームページにてダウンロードできます。また、下記の場所にて冊子の配布も行います。

● 配布物

- ・第4期横浜市教育振興基本計画 全体版
- ・第4期横浜市教育振興基本計画 概要版

● ダウンロード先（横浜市ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/kyoikuplan/4th-kyoikuplan.html>

[公開先二次元コード]



第4期横浜市教育振興基本計画：冊子表紙

● 冊子の配布場所

市民情報センター（横浜市庁舎3階）、各区役所広報相談係、
横浜市立図書館、行政サービスコーナー
教育委員会事務局教育政策推進課（横浜市庁舎14階）

◇ 配布開始日：令和5年3月27日（予定）

外国語版、点字版等でもご覧になれます

概要版については、外国語版及び音声データを横浜市ホームページにて公開します。点字版は市民情報センターや各区役所等で閲覧できます。また、全体版のテキストデータも併せて公開します。

【外国語版】※令和5年4月上旬に公開予定

上記の横浜市ホームページからダウンロードできます。

対応言語：英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、やさしい日本語

【音声データ、テキストデータ】

上記の横浜市ホームページからダウンロードできます。

【点字版】※令和5年4月上旬に閲覧開始予定

市民情報センター（横浜市庁舎3階）、各区役所広報相談係、横浜市立図書館、
教育委員会事務局教育政策推進課（横浜市庁舎14階）にて閲覧できます。

動画「第4期横浜市教育振興基本計画のポイント～わたしの・あなたの・みんなの成長～」

学校現場や家庭、地域など教育に関わるすべての人に本計画が目指す方向性をわかりやすく伝えるために、動画「第4期横浜市教育振興基本計画のポイント～わたしの・あなたの・みんなの成長～」を作成しました！



【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/kyoikuplan/4th-kyoikuplan.html#movie>



【動画 公開先二次元コード】

当日配布された以下の資料はデータ容量が大きいため、「第4期横浜市教育振興基本計画」
(URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/kyoikuplan/4th-kyouikuplan.html>) に
掲載しています。

【当日配布資料】

- ・ 第4期横浜市教育振興基本計画 **【概要版】**
- ・ 第4期横浜市教育振興基本計画 **【全体版】**

第33期横浜市社会教育委員会議提言について

1 横浜市社会教育委員会議について

横浜市社会教育委員会議は「社会教育法」及び「横浜市社会教育委員条例」に基づき設置される附属機関です。各期で社会教育に関するテーマを設定し、専門的な知見を有する委員により、解決策や対応策について協議いただき、その結果を提言としていただいています。

○ 社会教育法

(社会教育委員の構成)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

○ 横浜市社会教育委員条例

(設置)

第1条 社会教育法第15条の規定に基き、本市に社会教育委員を置く。

2 第33期社会教育委員会議の概要

令和3年8月23日の教育委員会において、『「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づく取組の方向性について』をテーマとして諮問を受け、会議が発足しました。その後、全5回の会議を開催し、提言をまとめていただきました。

(1) テーマ

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づく取組の方向性について

【テーマ選定の背景】

- ・令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」）」では、「地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされています。
- ・読書バリアフリー法において「地方公共団体は、計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とされていることから、社会教育委員会議を、意見を反映させる場としました。
- ・読書バリアフリー法に基づく本市取組の方向性についての提言を踏まえて「第三次横浜市民読書活動推進計画」（計画期間：令和6年度から10年度）の策定において、本市の読書バリアフリーに関する取組方針を盛り込む予定です。

(2) 任期

令和3年9月15日～令和5年9月14日（委嘱日から2か年）

裏面あり

(3) 委員

◎議長、○副議長（敬称略）

氏名	役職名	選出区分
あんどう ひさこ 安藤 壽子	元お茶の水女子大学 学校教育研究部 教授	学識経験者
のぐち たけのり ○野口 武悟	専修大学 文学部 教授	
◎まきの あつし ◎牧野 篤	東京大学 大学院教育学研究科 教授 中央教育審議会生涯学習分科会委員	
なかにし たかこ 中西 孝子	特定非営利活動法人デイジー横浜 理事	社会教育関係者
そえじま えりこ 副島 江理子	前横浜市立緑園東小学校 校長	学校教育関係者
ながお はじめ 長尾 一	横浜市立盲特別支援学校 校長	
たかぎ かずえ 高木 一江	横浜市中部地域療育センター 所長	家庭教育関係者
おおはし よしまさ 大橋 由昌	特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会 副会長	教育委員会が必要と認める者
さいき こたろう 齋木 小太郎	株式会社 ポプラ社 こどもの学びグループ こどもの学び研究所 主席研究員	
まつしま まさき 松島 雅樹	横浜市脳性マヒ者協会 事務局長	

3 提言

第33期横浜市社会教育委員会議 提言（概要版）【別紙1】

第33期横浜市社会教育委員会議 提言（本体版）【別紙2】

4 参考資料

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（概要版）【参考資料】

第 33 期 横浜市社会教育委員会議提言【概要版】

一 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づく取組の方向性について

誰もが読書ができる社会を目指して、令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法）」が施行されました。横浜市においても、早急に読書バリアフリー法に基づく取組を進める必要があります。

本提言では、読書バリアフリー法で「視覚障害者等」として定義されている「視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な人」の市立図書館・学校図書館を中心とした読書環境の整備の方向性について、同法の基本理念を軸に「第 33 期横浜市社会教育委員会議」で検討を重ねてきた結果をまとめています。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法） 基本理念

- 1 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が、視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること
- 2 視覚障害者等が利用しやすい書籍等の量的拡充及び質の向上が図られること
- 3 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること

提言「基本的な取組」 ～従来からの取組を継続的に実施するもの～

1 視覚障害者等が利用しやすい書籍等及び読書支援機器の拡充

- ・視覚障害者等が利用しやすい書籍等や読書支援機器の拡充
- ・市立図書館による視覚障害者等が利用しやすい書籍等の学校図書館への貸出
- ・視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作人材の育成

2 視覚障害者等が利用しやすい書籍等を誰もが利用できる環境づくり*1

- ・市立図書館の活字資料での読書が困難な人へのサービスの対象拡大*2に関する周知
- ・一般利用が可能な視覚障害者等が利用しやすい書籍等の周知
- ・視覚障害者等の読書環境整備に必要な用具の給付

3 円滑な図書館利用のための合理的配慮

- ・市立図書館における視覚障害者等へのサービスの充実
- ・市立図書館の施設整備や改修における、視覚障害者等の円滑利用への留意
- ・学校図書館における、児童生徒、教職員のニーズ等に応じた円滑な図書館利用のための支援

*1 著作権法第 37 条により製作される書籍等は、利用対象が「視覚障害者等」に限定されています

*2 市立図書館では、令和 4 年 4 月から活字資料での読書が困難な人へのサービスの対象を、「視覚障害者」から、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難を伴う「視覚障害者等」に拡大しています

提言「重点取組」 ～「基本的な取組」を基盤とした上で、特に重点的に推進していくもの～

横浜市の特徴や、インクルーシブ教育などの視点を踏まえて、多様な主体との連携・協働を推進しながら、4つの重点取組を行うものとします。

重点取組1 連携・協働による視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作

【背景】

- ・視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作を担う図書館協力者やボランティアの高齢化に伴う、製作人材の確保が課題
- ・製作人材の確保にあたっては、ボランティアのみに頼ることなく、様々な方策の検討が必要

【施策】民間事業者等と連携した視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作

- ・視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作工程の分担など、出版社や大学等への働きかけ
- ・障害者就労施設等との連携による、市立図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の迅速な製作

重点取組3 図書館職員、司書教諭、学校司書等の人材育成

【背景】

- ・一人ひとりのニーズに応じた支援を行うためには、障害特性や障害者サービスの内容を理解し支援方法を習得することが重要
- ・人材育成の対象は、図書館司書、司書教諭、学校司書に加えて、視覚障害者等と接する市立図書館や学校に関わる人たちにも広げることが必要

【施策1】市立図書館における職員の人材育成

- ・視覚障害者等との交流や読書支援機器の操作体験など、障害特性の理解促進や支援方法を学ぶための取組の実施

【施策2】学校における司書教諭、学校司書等の人材育成

- ・司書教諭や学校司書をはじめとした教職員に対する、市立図書館等との連携による研修や先進事例の共有、視覚障害者等との交流など、障害特性の理解促進や支援方法を学ぶための取組を実施

重点取組2 インターネットサービスの利用促進

【背景】

- ・人口規模の大きい横浜市では、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が集約された「サピエ図書館」や「国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス（以下、「国立国会図書館）」のインターネットサービスの利用促進が有効
- ・インターネットサービス利用促進にあたって、視覚障害者等のデジタルデバイド（情報格差）解消が課題
- ・市立学校では1人1台端末が整備され、学校におけるインターネットサービス活用が期待される

【施策1】「サピエ図書館」「国立国会図書館」のインターネットサービスの利用支援の充実

- ・操作方法、検索方法などに関する相談対応、講習などの支援

【施策2】学校におけるインターネットサービス利用支援の充実

- ・司書教諭、学校司書などへの研修等を通じた、児童生徒のインターネットサービス利用支援

重点取組4 効果的な広報・啓発戦略

【背景】

- ・読書バリアフリーに関する支援情報は点在しており、必要な情報にたどり着くまで相当な時間を要する（市立図書館におけるサービス対象に新たに加わった、発達障害、肢体不自由の障害者等には特に配慮が必要）
- ・発達障害など気づきにくい障害のある人は、障害特性について本人も認識できていない場合があるため、障害の有無に関わらず、幅広く広報・啓発を行うことが求められる
- ・視覚障害等により読書や図書館利用を諦めてしまっている人に対する働きかけも必要

【施策1】各種支援情報の一元化・見える化

- ・支援情報を集約したウェブサイト作成、ウェブサイトを活用した横断的な庁内支援体制の整備

【施策2】「誰一人取り残さない」ための情報発信

- ・視覚障害者等が日頃よく利用する施設や機関などでの幅広い広報、視覚障害者等への情報提供に関する支援者（障害者団体、相談支援専門員、ヘルパー、ボランティア等）への働きかけ
- ・市立図書館、学校での、障害の有無に関わらず知識や情報を得る機会の充実
- ・身近な施設や地域イベント等での、視覚障害者等が利用しやすい書籍等を体験する機会の提供

【施策3】地域共生社会の実現に向けた読書バリアフリーへの理解促進

- ・身近な施設等における様々な機会を捉えた読書バリアフリーへの市民理解の促進
- ・児童生徒同士の支え合いに関する理解の促進

【参考1】視覚障害者等が利用しやすい書籍等

視覚障害者等が利用しやすい書籍等には、従来の点字図書や拡大図書などの紙媒体のものほかに、タブレットや専用機器などの電子機器を使って読む「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」があります。

「音声デージー*¹」や「音声読み上げ対応の電子書籍」「オーディオブック*²」などは、資料の内容を音声で聞くことができ、視覚障害者等が読書をする際に有効です。

また、「マルチメディアデージー*³」や「テキストデージー*⁴」などは、資料の内容を音声で聞きながら、読み上げられる文章の背景に色をつけるハイライト機能があります。弱視、発達障害などにより読むことが困難な人は、読みやすい文字の大きさやフォントの種類、ハイライトの色などを変えることができるため、一人ひとりのニーズにあわせた読書を可能にします。



*1	音声デージー	視覚障害者等用に本の内容を録音して音声にしたもので、再生には専用の再生機器や再生アプリ等を用いる
*2	オーディオブック	本の内容を朗読した音声データ
*3	マルチメディアデージー	文字や画像をハイライトしながら、その部分の音声と一緒に読むことができる
*4	テキストデージー	テキストデータ(文字)に見出し情報やページ情報等の文書構造を付加したもの。音声合成機能で読み上げさせる

【参考2】サピエ図書館、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス

「サピエ図書館」と「国立国会図書」は、視覚障害者等が、無料で、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を入手することができるインターネットサービスです。全国の点字図書館、公共図書館、大学図書館等で製作された音声デージーやマルチメディアデージーなどの書籍データ(サピエ図書館：約30万タイトル、国立国会図書館：3万タイトル)が集約されています。

視覚障害者等は、サピエ図書館、国立国会図書館を通じて、全国で製作された視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を、自宅などからダウンロードして読むことができます。また、地域の公共図書館や点字図書館に電話等で申込みをして、郵送等で書籍データを記録した記憶媒体を手に入れることもできます。

令和5年2月 第33期横浜市社会教育委員会議

編集・発行：横浜市教育委員会事務局総務部生涯学習文化財課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL: 045-671-3282 FAX: 045-224-5863

ホームページ: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/hokokusho/shakaikyoiku/shakaikyoiku.html>



第33期

横浜市社会教育委員会議 提言

— 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
(読書バリアフリー法)」に基づく取組の方向性について—

令和5年2月

第33期横浜市社会教育委員会議

目次

1	はじめに	・・・	1
2	横浜市の現状		
(1)	視覚障害者等の読書環境の整備状況	・・・	2
(2)	読書バリアフリー法「基本理念」の関連取組	・・・	3
3	提言		
(1)	基本的な取組	・・・	7
(2)	重点取組について		
	《重点取組1》連携・協働による視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作	・・・	8
	《重点取組2》インターネットサービスの利用促進	・・・	9
	《重点取組3》図書館職員、司書教諭、学校司書等の人材育成	・・・	10
	《重点取組4》効果的な広報・啓発戦略	・・・	11

【コラム】

視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等	・・・	2
サピエ図書館、国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス	・・・	4
市立図書館の障害がある人へのサービス	・・・	5
学校司書の配置	・・・	6

【資料】

視覚障害者等を対象にした読書に関するアンケート調査結果	・・・	13
用語解説	・・・	17
第33期横浜市社会教育委員会議審議経過	・・・	21
第33期横浜市社会教育委員名簿	・・・	22
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	・・・	23
社会教育法（社会教育委員の関連部分抜粋）	・・・	28
横浜市社会教育委員条例	・・・	29
横浜市社会教育委員会議規則	・・・	30

1 はじめに

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力、創造力等を高め、又は豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で大切なものです。

また、個々の知識が得られるだけでなく、体系的な知識が得られること、自らが体験していないことを疑似体験でき、新たな世界を知る楽しさが得られること、そして、人とのかけわりを実感し、自分と世界とがつながっていることを感じられることも、読書の果たす大切な役割です。

令和元年には、誰もが読書のできる社会を目指して、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」）」が施行されました。市民一人ひとりが、豊かな文字・活字文化の恵沢を享受することができる環境の整備に取り組んでいる横浜市においても、早急に読書バリアフリー法に基づく取組を進める必要があります。

本提言では、読書バリアフリー法において「視覚障害者等」として定義されている「視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な人」の市立図書館・学校図書館を中心とした読書環境の整備の方向性について、同法の基本理念を軸に「第33期横浜市社会教育委員会議」で検討を重ねてきた結果をまとめています。

横浜市には、本提言に基づき今後策定予定の「第三次横浜市民読書活動推進計画」に、読書バリアフリー法に基づく施策を盛り込み、施策を実施するために必要な財政上の措置等を講ずることを求めます。同計画においては、高齢者や外国人など視覚障害者等以外の読書や図書館の利用に困難を伴う人についても配慮し、必要な施策を盛り込むことが望まれます。また、市立図書館・学校図書館以外の図書館等の読書環境整備にもつながることを期待しています。

本提言を通じて、視覚障害者等をはじめ、すべての横浜市民が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる環境の整備が進むことを願っています。

令和5年2月

第33期横浜市社会教育委員会議
議長 牧野 篤

2 横浜市の現状

(1) 視覚障害者等の読書環境の整備状況

ア 視覚障害者等が利用しやすい書籍等

市立図書館では、中央図書館を中心に、点字図書^{※1}や拡大図書^{※2}、触る絵本^{※3}、LLブック^{※4}、などの視覚障害者等が利用しやすい書籍や、音声デージー^{※5}、マルチメディアデージー^{※6}、音声読み上げ対応の電子書籍、オーディオブック^{※7}などの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を整備しています。特色ある取組としては、中央図書館において図書館協力者^{※8}による音声デージーの製作を行っているほか、令和3年度から障害者就労施設等と連携し、テキストデージー^{※9}の製作を行っています。

学校図書館では、盲特別支援学校において、点字図書、拡大図書、触る絵本、音声デージー、マルチメディアデージー等、幼児児童生徒[※]の障害特性に応じた様々な種類の書籍を整備しています。その他の学校では、視覚障害者等が利用しやすい書籍等を必要とする児童生徒の在籍状況に応じて、整備が行われています。

※盲特別支援学校は、幼稚部、小学部、中学部、高等部本科普通科、高等部専攻科理療科・専攻科保健理療科が設置され、乳幼児から途中で視覚障害になられた成人の人まで幅広い年齢の幼児児童生徒が在籍しています。

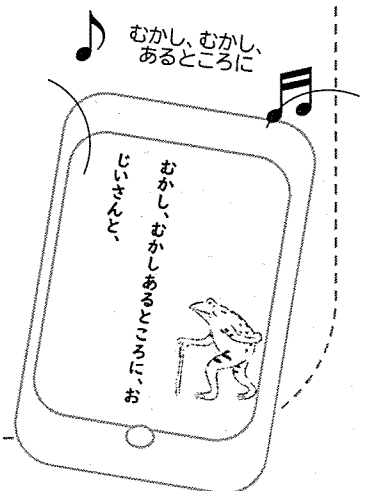
コラム

視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等

視覚障害者等が利用しやすい書籍等には、従来の点字図書や拡大図書などの紙媒体のもののほかに、タブレットや専用機器などの電子機器を使って読む「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」があります。

「音声デージー」や「音声読み上げ対応の電子書籍」「オーディオブック」などは、資料の内容を音声で聞くことができ、視覚障害者等が読書をする際に有効です。

また、「マルチメディアデージー」や「テキストデージー」などは、資料の内容を音声で聞きながら、読み上げられる文章の背景に色をつけるハイライト機能があります。弱視、発達障害などにより読むことが困難な人は、読みやすい文字の大きさやフォントの種類、ハイライトの色などを変えることができるため、一人ひとりのニーズにあわせた読書を可能にします。



イ 読書支援機器

市立図書館では、中央図書館を中心に、デージー図書の再生機器、拡大読書器^{※10}やリーディングトラッカー^{※11}などの読書支援機器が整備されています。また、令和4年度に市内の全区の図書館にデージー図書の再生機器が整備されました。

学校図書館では、盲特別支援学校において、デージー図書の再生機器、拡大読書器や書見台^{※12}、などの様々な読書支援機器が整備されています。その他の学校では、読書支援機器を必要とする児童生徒の在籍状況に応じて、整備が行われています。

健康福祉局では、障害福祉サービス（日常生活用具給付等事業^{※13}）として、デージー図書の再生機器や拡大読書器、点字ディスプレイ^{※14}等の読書支援機器を、視覚障害者（等級の要件あり）を対象に給付しています。

(2) 読書バリアフリー法「基本理念」の関連取組

ア 視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実に向けた取組

(ア) 視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作人材育成

市立図書館では、対面朗読^{※15}や音声デージー^{※5}等の視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を担う図書館協力者^{※8}に対し、研修を行ってスキル向上を図っています。

健康福祉局では、「点訳・音訳奉仕員養成事業」を実施しています。養成された点訳者・音訳者は、各区の社会福祉協議会等を拠点として、書籍や手紙等を点訳、音訳するなどのプライベートサービスを主に実施するボランティアとして活動しています。

(イ) インターネットサービスの活用

インターネット上の電子図書館の「サピエ図書館^{※16}」や「国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス^{※17}」（以下、「国立国会図書館」）は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を視覚障害者等が無料で利用できます。

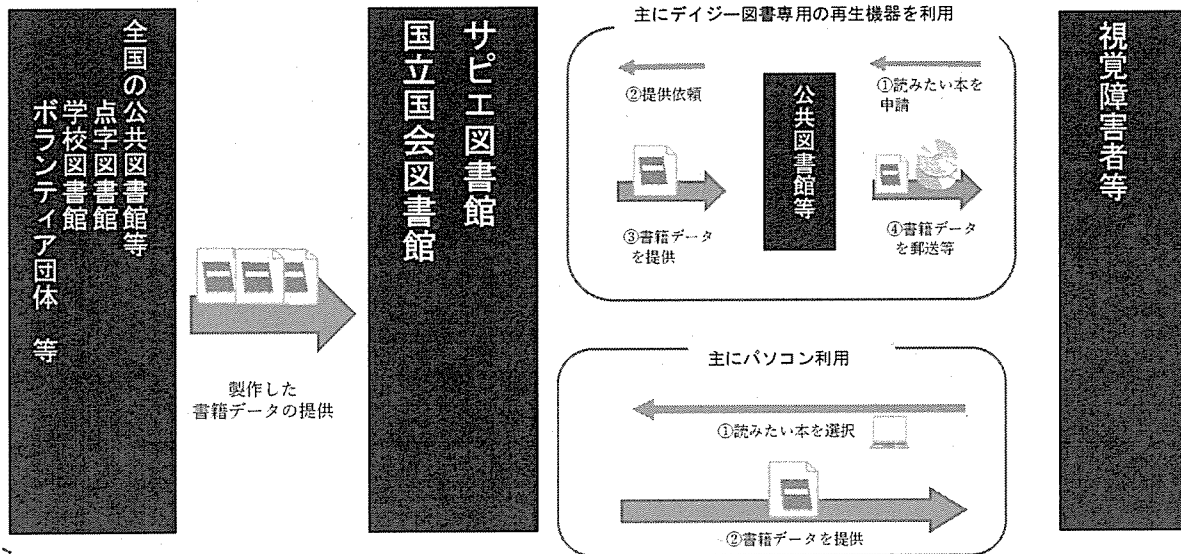
市立図書館では、視覚障害者等を対象に、サピエ図書館や国立国会図書館の視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の郵送等での貸出や、サピエ図書館の個人登録の窓口となっています。

盲特別支援学校でも、サピエ図書館や国立国会図書館の視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を幼児児童生徒へ提供しています。

サピエ図書館、
国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス

「サピエ図書館^{※16}」と「国立国会図書館^{※17}」は、視覚障害者等が、無料で、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を入手することができるインターネットサービスです。全国の点字図書館、公共図書館、大学図書館等で製作された音声デージー^{※5}やマルチメディアデージー^{※6}などの書籍データ（サピエ図書館：約30万タイトル、国立国会図書館：3万タイトル）が集約されています。

視覚障害者等は、サピエ図書館、国立国会図書館を通じて、全国で製作された視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を、自宅などからダウンロードして読むことができます。また、地域の公共図書館や点字図書館に電話等で申込みをして、郵送等で書籍データを記録した記憶媒体を手に入れることもできます。



イ 合理的配慮につながる取組

(ア) 円滑な利用のための支援、障害者サービスの状況

市立図書館では、令和4年4月から、活字資料での読書が困難な人へのサービスの対象を、「視覚障害者」から、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難を伴う「視覚障害者等」に拡大しています。

学校図書館では、盲特別支援学校において、対面朗読^{※15}や幼児児童生徒の障害特性に配慮した照明の調整など様々な取組を行っています。その他の学校図書館では、書架等の表示にユニバーサルデザインのフォントやピクトグラム^{※18}を使用している事例があります。

(イ) 図書館人材の育成

市立図書館では、司書が、障害がある人へのサービスの相談対応を行っており、司書を対象とした障害者サービスの理解や、デイジー図書の再生機器の操作に関する研修を実施しています。

学校図書館では、全校に配置されている学校司書^{※19}が、児童生徒に対して読書に親しめるような支援を行っています。教育委員会事務局では、学校司書を対象にニーズに応じて特別支援教育の視点をもった研修を実施しています。

コラム

市立図書館の障害がある人へのサービス

市立図書館では、誰もが読書に親しみ、読書の楽しみを享受できるよう様々なサービスを実施しています。

視覚障害者等に対しては、点字図書^{※1}・デイジー図書等の貸出し、サピエ図書館^{※16}を活用した図書の貸出しを行っています。

さらに、音訳者が希望の図書や雑誌を読み上げる対面朗読サービスの提供を各図書館で提供しているほか、デイジー図書の再生機器、拡大読書器^{※10}の設置にも取り組んでいます。中央図書館では、令和2年度から、オンラインによる対面朗読、令和4年度からは、レファレンスサービスで回答した資料について、読み上げ可能なデータ「プレーンテキスト^{※20}」の提供を開始するなど、サービスの充実を図っています。

また、中央図書館では、音訳者の技術向上や、利用者のリクエストを踏まえた音声デイジー^{※5}の製作に積極的に取り組んでいます。また、令和3年度からは音声デイジーより迅速な提供が可能なテキストデイジー^{※9}を製作しています。製作したデイジー図書は、視覚障害者等に貸し出すとともにサピエ図書館を通じて全国にも貸し出しています。

心身に障害があり、市立図書館への来館が困難な人に対しては、図書や雑誌の配送貸出サービスも実施しています。

学校司書の配置

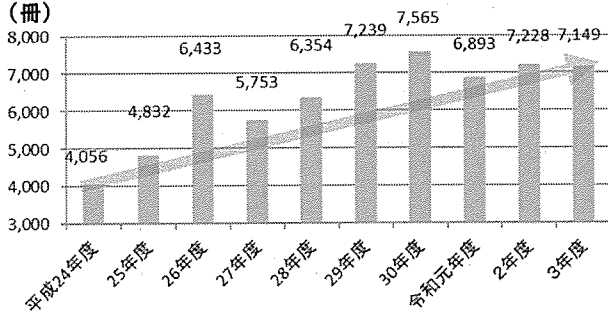
コラム

横浜市では、平成25年度から市立の小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・高等学校への学校司書[※]の配置が開始され、平成28年度には全校に配置が実現しています。

学校司書の配置により、学校図書館の開館時間や授業での利活用の機会が増加したとともに、各学校において、本の展示やスタンプラリーなど、児童生徒の読書意欲に働きかける取組が進んでいます。これにより学校図書館の来館者数や貸出冊数が大幅に増加しており、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症による休校等によって減少しましたが、中長期的には増加傾向にあります。

また、こうした中、平成29年度以降、横浜市の学校が「子供の読書活動優秀実践校」として文部科学大臣表彰を毎年受賞しており、例えば令和2年度の受賞校である若葉台特別支援学校では知的障害教育部門の生徒による肢体不自由教育部門の児童生徒への読み聞かせの取組が行われています。

市立小中学校における
学校図書館年間平均貸出冊数(年間)
(冊)



若葉台特別支援学校「知的障害教育部門の生徒から
肢体不自由教育部門の児童生徒に向けた読み聞かせ」

3 提言

横浜市における視覚障害者等の読書環境の整備状況や読書バリアフリー法の基本理念に関連する取組の実施状況を踏まえ、従来からの取組を今後も継続的に実施するものなどを「基本的な取組」とします。この「基本的な取組」を基盤とした上で、特に重点的に推進していくものを「重点取組」として位置付けます。

(1) 基本的な取組

ア 視覚障害者等が利用しやすい書籍等及び読書支援機器の拡充

- ・市立図書館および学校図書館において、視覚障害者等が利用しやすい書籍等や読書支援機器を拡充すること。
- ・市立図書館が所蔵する視覚障害者等が利用しやすい書籍等について、学校図書館への貸出を行うこと。
- ・市立図書館および健康福祉局において、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作人材を育成すること。
(音声デージー^{※5}の製作等を行う図書館協力者^{※8}に対するスキル向上のための研修、点訳・音訳奉仕員の養成)

イ 視覚障害者等が利用しやすい書籍等を誰もが利用できる環境づくり[※]

- ※著作権法第37条により製作される書籍等は、同法により利用対象が「視覚障害者等」に限定される。
- ・市立図書館において、活字資料での読書が困難な人へのサービスの対象を発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難を伴う「視覚障害者等」に拡大したことについて、周知を行うこと。
- ・一般利用が可能な視覚障害者等が利用しやすい書籍等について、障害の有無に関わらず誰もが利用できる事に関して周知を行うこと。
- ・障害福祉サービス（日常生活用具給付等事業^{※13}）として、デージー再生機器など視覚障害者等の読書環境の整備に必要な用具の給付を行うこと。

ウ 円滑な図書館利用のための合理的配慮

- ・市立図書館において、レファレンスサービスで回答した資料のプレーンテキスト^{※20}での提供や、蔵書検索の使い方の相談など、視覚障害者等へのサービスを充実すること。
- ・市立図書館の施設整備や改修にあたっては、来館時や施設内での移動のしやすさ、トイレなどの設備やわかりやすいサインの設置など、視覚障害者等の円滑な利用に留意すること。
- ・学校図書館において、児童生徒、教職員のニーズ等に応じた円滑な図書館利用のための支援を行うこと。

(2) 重点取組について

横浜市の特徴や、インクルーシブ教育^{※21}などの視点を踏まえて、多様な主体との連携・協働を推進しながら、4つの重点取組を行うものとします。

《重点取組1》連携・協働による視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作

【背景（必要性）】

- ・視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作は、主に市立図書館等が養成した図書館協力者^{※8}やボランティアが担っていますが、担い手の高齢化などの課題があり、製作人材の確保が必要です。
- ・製作人材の確保にあたっては、ボランティアのみに頼ることなく、様々な方策の検討が求められています。

【施策】

民間事業者等と連携した視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作

- ・視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作工程の分担など、出版社や大学等へ連携の働きかけを行うこと。
- ・市立図書館が実施しているテキストデイジー^{※9}の製作においては、障害者就労施設等と連携を進めて迅速な提供に取り組むこと。

《重点取組2》インターネットサービスの利用促進

【背景（必要性）】

- ・人口規模の大きい横浜市においては、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の購入や製作に取り組むとともに、全国の点字図書館、公共図書館で製作された視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が集約された「サピエ図書館^{※16}」や「国立国会図書館^{※17}」のインターネットサービスの利用を促進することが有効です。
- ・インターネットサービスの利用促進にあたっては、視覚障害者等のデジタルデバインド（情報格差）の解消が必要です。
- ・「横浜市におけるGIGAスクール構想^{※22}」に基づき、市立学校において、1人1台端末が整備されており、ICT支援員^{※23}も各校へ派遣されていることから、学校におけるインターネットサービスの活用が期待されています。

【施策】

1 「サピエ図書館」「国立国会図書館」のインターネットサービスの利用支援の充実

市立図書館や健康福祉局等において、サピエ図書館や国立国会図書館のインターネットサービスの操作方法や検索方法に関する相談対応、講習などの支援を行うこと。

2 学校におけるインターネットサービス利用支援の充実

司書教諭^{※24}、学校司書^{※19}などへの研修等を通じて、視覚障害等のある児童生徒が、サピエ図書館や国立国会図書館のインターネットサービスを円滑に利用するための、支援を充実すること。

《重点取組3》 図書館職員、司書教諭、学校司書等の人材育成

【背景（必要性）】

- ・一人ひとりのニーズに応じた支援を行うためには、障害特性や障害者サービスの内容を理解し支援方法を習得することが重要です。また、人材育成の対象は、図書館司書、司書教諭^{*24}、学校司書^{*19}に加えて、視覚障害者等と接する市立図書館や学校に関わる人たちにも広げる必要があります。

【施策】

1 市立図書館における職員の人材育成

市立図書館の職員に対して、視覚障害者等との交流や読書支援機器の操作体験など、障害特性の理解促進や支援方法を学ぶための取組を実施すること。

2 学校における司書教諭、学校司書等の人材育成

司書教諭や学校司書をはじめとした教職員に対して、市立図書館等との連携による研修や先進事例の共有、視覚障害者等との交流など、障害特性の理解促進や支援方法を学ぶための取組を実施すること。

《重点取組4》効果的な広報・啓発戦略

【背景（必要性）】

- ・読書バリアフリーに関連する制度やサービスなどの各種支援情報は点在しているため、視覚障害者等が必要な情報にたどり着くまでに相当な時間を要し、十分に情報が行き渡っていない状況にあります。必要とする人に的確に届くための効果的な広報・啓発が必要です。
- ・特に、市立図書館における活字資料での読書が困難な人へのサービスの対象に新たに加わった、発達障害、肢体不自由の障害者等に情報が行き渡るよう配慮が必要です。
- ・発達障害など気づきにくい障害のある人は、視覚による表現の認識が困難な障害特性があることについて、本人も認識できていない場合があります。このため、障害の有無に関わらず、幅広く広報・啓発を行うことが求められます。
- ・視覚障害等により読書や図書館利用を諦めてしまっている人に対する働きかけも求められています。

【施策】

1 各種支援情報の一元化・見える化

- ・市の読書バリアフリーに関する事業や支援の情報を一か所に集約したウェブサイトを作成すること。
- ・ウェブサイトを活用した横断的な市内支援体制を整備すること。

2 「誰一人取り残さない」ための情報発信

- ・視覚障害者等が支援情報に気づく機会を拡充するため、区役所や地域療育センター、医療機関等の日頃よく利用する施設や機関などでの幅広い広報を実施すること。
また、障害者団体や相談支援専門員、ヘルパー、ボランティア等の支援者などに対する各種支援情報の周知を行い、支援者を通じて視覚障害者等へ情報が提供されるよう働きかけを行うこと。
- ・市立図書館において、視覚障害者等が利用しやすい書籍等や各種支援情報を紹介するコーナーを通じた周知など、障害の有無に関わらず誰もが知識や情報を得ることのできる機会を充実すること。
学校においても、障害の有無に関わらず、児童生徒が必要な情報や知識を得られるきっかけや体験する機会を充実すること。

- ・視覚障害等により読書や図書館利用を諦めてしまっている人に対する働きかけとして、学校や図書館以外の身近な施設や地域イベントなどで、視覚障害者等が利用しやすい書籍等を知るきっかけや体験する機会を提供すること。

3 地域共生社会の実現に向けた読書バリアフリーへの理解促進

- ・市立図書館をはじめとした身近な施設等において、視覚障害者等が利用しやすい書籍等を知るきっかけや体験する機会、視覚障害者等との交流の場、学び合いの場をつくるなど、様々な機会を捉えた読書バリアフリーへの市民の理解を促進すること。
- ・障害の有無に関わらず、児童生徒に対する、読めない・読みにくい状態を補う方法を周知し、児童生徒同士の支え合いに関する理解を促進すること。

○視覚障害者等を対象にした読書に関するアンケート調査結果

- 1 実施者
横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課
- 2 対象者
視覚による表現の認識が困難な方（「視覚障害者」「読字に困難がある発達障害者」「寝たきりや上肢に障害がある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害者」）
- 3 実施期間
令和4年6月22日(水)～8月29日(月)
- 4 調査方法
横浜市立特別支援学校や横浜市立図書館、協力団体を通じて、上記の対象者（保護者、関係者を含む）へメール又は郵送でアンケート調査の回答を依頼
- 5 協力団体
横浜市視覚障害者福祉協会、認定NPO法人EDGE、横浜なないろの会、一般社団法人読み書き配慮、横浜市身体障害者団体連合会
- 6 回答数
75件

問1 あなたのお住まいを、以下の選択肢から選んでください。

横浜市内	51件	68.0%
横浜市内外	24件	32.0%

問2 あなたの年齢を、以下の選択肢から選んでください。

※本人以外の保護者や介助者の方がご回答の場合は、本人の状況についてご回答いただいています。

回答	全体 (75件)		読み書きに困難がある		目が見えない、見えにくい		手や腕が不自由		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
10代以下	39	52.0%	26件	83.9%	7件	20.6%	2件	50.0%	4件	66.7%
20～30代	5	6.7%	3件	9.7%	2件	5.9%	0件	0.0%	0件	0.0%
40～50代	16	21.3%	0件	0.0%	14件	41.2%	1件	25.0%	1件	16.7%
60～70代	12	16.0%	0件	0.0%	11件	32.4%	0件	0.0%	1件	16.7%
答えたくない	2	2.7%	2件	6.5%	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%
無回答	1	1.3%	0件	0.0%	0件	0.0%	1件	25.0%	0件	0.0%

問3 あなたの障害の種類を、以下の選択肢から選んでください。

読み書きに困難がある（ディスレクシア）	31件	41.3%
目が見えない（全盲）	23件	30.7%
目が見えにくい（ロービジョン）	11件	14.7%
手や腕が不自由（上肢障害や全身性障害等）	4件	5.3%
その他	6件	8.0%

問4 次の「視覚障害者等の方が利用しやすい書籍等」を利用したことがありますか？

マルチメディアデジター

回答	全体 (75件)		読み書きに困難がある		目が見えない、見えにくい		手や腕が不自由		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
利用したことがある	27件	36.0%	10件	32.3%	15件	44.1%	2件	50.0%	0件	0.0%
利用したことがない	35件	46.7%	15件	48.4%	15件	44.1%	1件	25.0%	4件	66.7%
それがなにかわからない	12件	16.0%	6件	19.4%	4件	11.8%	1件	25.0%	1件	16.7%
無回答	1件	1.3%	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%	1件	16.7%

音声デジター

回答	全体 (75件)		読み書きに困難がある		目が見えない、見えにくい		手や腕が不自由		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
利用したことがある	38件	50.7%	9件	29.0%	27件	79.4%	1件	25.0%	1件	16.7%
利用したことがない	30件	40.0%	19件	61.3%	5件	14.7%	2件	50.0%	4件	66.7%
それがなにかわからない	6件	8.0%	3件	9.7%	1件	2.9%	1件	25.0%	1件	16.7%
無回答	1件	1.3%	0件	0.0%	1件	2.9%	0件	0.0%	0件	0.0%

音声読み上げの電子書籍

回答	全体 (75件)		読み書きに困難がある		目が見えない、見えにくい		手や腕が不自由		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
利用したことがある	27件	36.0%	9件	29.0%	18件	52.9%	0件	0.0%	0件	0.0%
利用したことがない	43件	57.3%	21件	67.7%	13件	38.2%	3件	75.0%	6件	100.0%
それがなにかわからない	4件	5.3%	1件	3.2%	2件	5.9%	1件	25.0%	0件	0.0%
無回答	1件	1.3%	0件	0.0%	1件	2.9%	0件	0.0%	0件	0.0%

オーディオブック

回答	全体 (75件)		読み書きに困難がある		目が見えない、見えにくい		手や腕が不自由		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
利用したことがある	25件	33.3%	11件	35.5%	13件	38.2%	0件	0.0%	1件	16.7%
利用したことがない	42件	56.0%	20件	64.5%	15件	44.1%	3件	75.0%	4件	66.7%
それがなにかわからない	8件	10.7%	0件	0.0%	6件	17.6%	1件	25.0%	1件	16.7%

問5 音声デジターやマルチメディアデジター等のデータを、インターネット上で、無料でダウンロードできる「サピエ図書館」や「国立国会図書館」を利用したことがありますか。

回答	全体 (75件)		読み書きに困難がある		目が見えない、見えにくい		手や腕が不自由		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
ある	20件	26.7%	1件	3.2%	18件	52.9%	0件	0.0%	1件	16.7%
ない	30件	40.0%	14件	45.2%	11件	32.4%	2件	50.0%	3件	50.0%
それがなにか知らなかった	24件	32.0%	16件	51.6%	4件	11.8%	2件	50.0%	2件	33.3%
無回答	1件	1.3%	0件	0.0%	1件	2.9%	0件	0.0%	0件	0.0%

問5-2 問5で「ない」「それがなにか知らなかった」と答えた方に聞きます。今後、サピエ図書館や国立国会図書館のインターネットサービスを利用したいと思いますか。

回答	全体 (54件)		読み書きに困難がある		目が見えない、見えにくい		手や腕が不自由		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
思う	31件	57.4%	18件	60.0%	8件	53.3%	3件	75.0%	2件	40.0%
思わない	6件	11.1%	2件	6.7%	4件	26.7%	0件	0.0%	0件	0.0%
分からない	16件	29.6%	10件	33.3%	2件	13.3%	1件	25.0%	3件	60.0%
無回答	1件	1.9%	0件	0.0%	1件	6.7%	0件	0.0%	0件	0.0%

問5-3 問5-2で「思わない」と答えた方に聞きます。インターネットサービスを利用したいと思わない理由を、以下の選択肢から選んでください。

回答	全体 (6件)		読み書きに困難がある		目が見えない、見えにくい		手や腕が不自由		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
インターネットサービスの使い方がわからないから(難しそうだから)	2件	33.3%	0件	0.0%	2件	50.0%	0件	0.0%	0件	0.0%
インターネット環境がないから	1件	16.7%	0件	0.0%	1件	25.0%	0件	0.0%	0件	0.0%
無回答	1件	16.7%	0件	0.0%	1件	25.0%	0件	0.0%	0件	0.0%
その他	2件	33.3%	2件	100.0%	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%

問6 サピエ図書館や国立国会図書館などのインターネットサービスの利用方法を取得するためには、どのような支援が必要だと思いますか。(複数回答可)

回答	全体 (75件)		読み書きに困難がある		目が見えない、見えにくい		手や腕が不自由		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
居宅における習得支援	35件	46.7%	16件	51.6%	16件	47.1%	1件	25.0%	2件	33.3%
窓口や電話での相談対応	25件	33.3%	5件	16.1%	17件	50.0%	0件	0.0%	3件	50.0%
講習会の実施	13件	17.3%	4件	12.9%	8件	23.5%	0件	0.0%	1件	16.7%
特にない	8件	10.7%	3件	9.7%	2件	5.9%	3件	75.0%	0件	0.0%
その他	7件	9.3%	3件	9.7%	2件	5.9%	0件	0.0%	2件	33.3%

問7 公共図書館(市立図書館)の障害者サービス(録音図書・点字図書などの貸出サービス、対面朗読など)を利用したことがありますか。

回答	全体 (75件)		読み書きに困難がある		目が見えない、見えにくい		手や腕が不自由		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
ある	17件	22.7%	0件	0.0%	15件	44.1%	1件	25.0%	1件	16.7%
ない	36件	48.0%	14件	45.2%	15件	44.1%	3件	75.0%	4件	66.7%
サービス対象となっていることを知らなかった	14件	18.7%	12件	38.7%	2件	5.9%	0件	0.0%	0件	0.0%
それがなにか知らなかった	7件	9.3%	5件	16.1%	1件	2.9%	0件	0.0%	1件	16.7%
無回答	1件	1.3%	0件	0.0%	1件	2.9%	0件	0.0%	0件	0.0%

問8 図書や雑誌の録音、点訳、貸出などを行う「点字図書館」を利用したことがありますか。

回答	全体 (75件)		読み書きに困難がある		目が見えない、見えにくい		手や腕が不自由		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
ある	21件	28.0%	0件	0.0%	20件	58.8%	0件	0.0%	1件	16.7%
ない	41件	54.7%	22件	71.0%	10件	29.4%	4件	100.0%	5件	83.3%
利用対象となっていることを知らなかった	5件	6.7%	5件	16.1%	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%
それがなにか知らなかった	6件	8.0%	4件	12.9%	2件	5.9%	0件	0.0%	0件	0.0%
無回答	2件	2.7%	0件	0.0%	2件	5.9%	0件	0.0%	0件	0.0%

問9 普段、どのように情報を入手されていますか(複数選択可)

回答	全体 (75件)		読み書きに困難がある		目が見えない、見えにくい		手や腕が不自由		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
インターネット	59件	78.7%	28件	90.3%	25件	73.5%	2件	50.0%	4件	66.7%
家族・知人・介助者	55件	73.3%	22件	71.0%	26件	76.5%	4件	100.0%	3件	50.0%
テレビ	49件	65.3%	19件	61.3%	25件	73.5%	3件	75.0%	2件	33.3%
書籍・新聞・雑誌	24件	32.0%	8件	25.8%	15件	44.1%	1件	25.0%	0件	0.0%
メール(メールマガジン等)	26件	34.7%	6件	19.4%	20件	58.8%	0件	0.0%	0件	0.0%
ラジオ	27件	36.0%	4件	12.9%	23件	67.6%	0件	0.0%	0件	0.0%
デイジー図書	24件	32.0%	3件	9.7%	20件	58.8%	0件	0.0%	1件	16.7%
点字	13件	17.3%	0件	0.0%	12件	35.3%	0件	0.0%	1件	16.7%
その他	1件	1.3%	1件	3.2%	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%

問10 読書を行う上でのお困りごとや行政に対するご意見がありましたらご記入ください。

【主なご意見(要旨)】

視覚障害者等の方が利用しやすい書籍等について	障害の種類
雑誌記事などのテキストファイルをオンラインで提供を受けられれば、読書の幅が広がる。	視覚障害
書籍を購入後、テキストデータを提供する出版社も出てきており、今後はこのような出版社が増えることを期待したい。	
読みたい本はデジタイズ図書になっており、音訳サービスもあるので、困っていない。	
パソコンやスマートフォンを使い慣れない世代としては、ICTの支援体制の強化が望まれる。	
音声図書はどのように探したらいいかわからない。	発達障害
関心がある図書をすべて購入すると負担が重く、気軽に利用できるとうい。	
本を持ち続けたりページをめくることが難しく、斜面台を使っても限界があり、タブレットを使って本を読んでいる。	身体障害

公共図書館について	障害の種類
オンラインでも利用できるサービスを拡充して、図書館に行かなくても利用できるものを増やしてほしい。	視覚障害
横浜市に点字図書館の設置を切望する。それができるまでは、まずは中央図書館の音訳、点訳、拡大文字の蔵書の充実、関連機器の設置の拡充を早急を実施してほしい。	
音声ペン対応の絵本を増やしてほしい。その本を借りるときには一緒に音声ペンを図書館などで貸し出してほしい。	発達障害
市立図書館のサービス(特に、Zoomによる対面朗読)や対象者拡大により、利用しやすくなったと思うが、その詳細や手順など周知が足りない。	その他

学校(図書館)について	障害の種類
盲特別支援学校の図書館を市民向けに開放することを検討願いたい。	視覚障害
学校の先生がディスレクシアについて学ぶ機会を設けてほしい。	発達障害
授業での本読みなど、学校における配慮や支援が必要。	

読書バリアフリーに関する情報について	障害の種類
多様な人たちに対して最大限障害のない情報発信をするべき。複数の媒体で情報発信をして、それぞれの状況に合った媒体を選べるのが大切である。	視覚障害
いろいろなサービスがあることも知らず、障害のある息子への読書の知識をつけることを諦めていた。	
あまりにもサービスの周知が乏しく、使う使わない以前の問題である。	発達障害
電子書籍について、講習会や個別指導により詳しく知りたい。講習会は方法として、オンライン、または定期的な開催が望ましい。	その他

その他	障害の種類
読み書きに困難があることに気づかれず、合わない学習方法により自信をなくし、学習に取り組めなくなる子どもがなくなるよう、ディスレクシアやLDについて、理解が広がることを望む。	発達障害
読み書きが困難と伝えると知的には問題がないにもかかわらず、子どもに教えるような対応に変わることが多く不快に思うことがある。	
脳外傷による高次脳機能障害で、文字の揺らぎ、色覚過敏、注意障害により読書がづらい。図書館など静かな場所をもっと増やしてほしい。	その他

○用語解説

用語		
※1	点字図書	凸点を組み合わせて文字体系とした点字で記された図書
※2	拡大図書	弱視者や高齢者などが読みやすいよう、文字や図版を拡大して複製した図書
※3	触る絵本	さまざまな材料を用いて盛り上がった形の挿絵を作成し、それを貼り付けるなどして、手で触って分かるようにした絵本
※4	LLブック	やさしい言葉で分かりやすく書かれた本。ピクトグラム※18や写真・図を使って理解を助ける。
※5	音声デージー	図書や雑誌の内容を録音して音声にしたもの。図や写真の説明も入っている。目次やページ情報が収録されているので、本をめくるように読むことができる。音声の速さも変えることが可能。デージーを再生するためには、専用の再生機器を用いるか、パソコンにソフトウェアをインストールする、タブレット等で再生アプリをダウンロードするなどして利用する。
※6	マルチメディアデージー	文字や画像をハイライトしながら、その部分の音声と一緒に読むことができる。パソコンやタブレットなどを使って再生する。文字の大きさや背景の色も変えることができる。視覚障害者、ディスレクシア、本を持ちページをめくれない上肢障害がある人に有効な図書とされる。
※7	オーディオブック	本の内容を朗読した音声データ
※8	図書館協力者	原則図書館に個人登録し、対面朗読又は点訳・音訳等の資料製作を行う、活動に対して相応の対価が支払われる者。無償のボランティアはこれに含まれない。
※9	テキストデージー	テキストデータ（文字）に見出し情報やページ情報等の文書構造を付加したもの。音声合成機能で読み上げさせる。
※10	拡大読書器	文字を拡大表示させる機器。白黒反転、拡大率の変更等の機能がついている。
※11	リーディングトラッカー	読みたい特定の行に集中して読めるように、両隣の行の文字を隠して読み進めることができる機器のこと。視覚障害（視野狭窄や黄斑変性）、ディスレクシアのある人に有効な機器とされている。
※12	書見台	資料が読みやすくなるよう、資料を机に対して一定の角度に固定できるようにした台。目を近づけず、身体に優しい姿勢で長時間読書ができる。
※13	日常生活用具給付等事業	重度の障害がある人に、日常生活を円滑に過ごすために必要な用具を給付する事業
※14	点字ディスプレイ	パソコン等に表示された文字を点字で表示する装置
※15	対面朗読	視覚障害者等に対して、朗読者が本を直接読み上げること

※16	サピエ図書館	インターネット上の電子図書館。30万タイトル以上の音声デジター、テキストデジター、点字データなどを、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、読んだり聴いたりできる。国立国会図書館のデータも、一部を除いてサピエ図書館で利用できる。視覚障害者等、活字による読書に困難がある人が利用するために個人登録する場合は無料。
※17	国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス	国立国会図書館や全国の公共図書館や大学図書館などが製作した約3万点の音声デジター・テキストデータ・点字データなどを、無料で、インターネットを経由して利用できる。
※18	ピクトグラム	単語の意味を分かりやすい絵で表現した記号のこと
※19	学校司書	学校図書館法第6条で定められた、専ら学校図書館の職務に従事する職員。横浜市では会計年度任用職員として配置している。
※20	プレーンテキスト	文字コードだけで構成された文書データ
※21	インクルーシブ教育	同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、特別な支援や配慮を必要とする児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することをインクルーシブ教育システム構築の考え方としている。
※22	横浜市におけるGIGAスクール構想	文部科学省が提唱した「児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる」ことを目指した横浜市の構想。
※23	ICT支援員	学校における教員のICT活用（例えば、授業、校務、教員研修等の場面）をサポートすることにより、ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行えるように支援する。
※24	司書教諭	学校図書館法第5条で定められた、学校図書館の専門的職務をつかさどる教諭

○用語解説（五十音順）

用語		
あ	ICT支援員	学校における教員のICT活用（例えば、授業、校務、教員研修等の場面）をサポートすることにより、ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行えるように支援する。
い	インクルーシブ教育	同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、特別な支援や配慮を必要とする児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することをインクルーシブ教育システム構築の考え方としている。
え	LLブック	やさしい言葉で分かりやすく書かれた本。ピクトグラムや写真・図を使って理解を助ける。
お	オーディオブック	本の内容を朗読した音声データ
	音声デジター	図書や雑誌の内容を録音して音声にしたもの。図や写真の説明も入っている。目次やページ情報が収録されているので、本をめくるように読むことができる。音声の速さも変えることが可能。デジターを再生するためには、専用の再生機器を用いるか、パソコンにソフトウェアをインストールする、タブレット等で再生アプリをダウンロードするなどして利用する。
か	拡大読書器	文字を拡大表示させる機器。白黒反転、拡大率の変更等の機能がついている。
	拡大図書	弱視者や高齢者などが読みやすいよう、文字や図版を拡大して複製した図書
	学校司書	学校図書館法第6条で定められた、専ら学校図書館の職務に従事する職員。横浜市では会計年度任用職員として配置している。
こ	国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス	国立国会図書館や全国の公共図書館や大学図書館などが製作した約3万点の音声デジター・テキストデータ・点字データなどを、無料で、インターネットを経由して利用できる。
さ	サピエ図書館	インターネット上の電子図書館。30万タイトル以上の音声デジター、テキストデジター、点字データなどを、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、読んだり聴いたりできる。国立国会図書館のデータも、一部を除いてサピエ図書館で利用できる。視覚障害者等、活字による読書に困難がある人が利用するために個人登録する場合は無料。
	触る絵本	さまざまな材料を用いて盛り上がった形の挿絵を作成し、それを貼り付けるなどして、手で触って分かるようにした絵本
し	司書教諭	学校図書館法第5条で定められた、学校図書館の専門的職務をつかさどる教諭
	書見台	資料が読みやすくなるよう、資料を机に対して一定の角度に固定できるようにした台。目を近づけず、身体に優しい姿勢で長時間読書ができる。
た	対面朗読	視覚障害者等に対して、朗読者が本を直接読み上げること
て	テキストデジター	テキストデータ（文字）に見出し情報やページ情報等の文書構造を付加したもの。音声合成機能で読み上げさせる。

	点字ディスプレイ	パソコン等に表示された文字を点字で表示する装置
	点字図書	凸点を組み合わせて文字体系とした点字で記された図書
と	図書館協力者	原則図書館に個人登録し、対面朗読又は点訳・音訳等の資料製作を行う、活動に対して相応の対価が支払われる者。無償のボランティアはこれに含まれない。
に	日常生活用具給付等事業	重度の障害がある人に、日常生活を円滑に過ごすために必要な用具を給付する事業
ひ	ピクトグラム	単語の意味を分かりやすい絵で表現した記号のこと
ふ	プレーンテキスト	文字コードだけで構成された文書データ
ま	マルチメディアデ イジー	文字や画像をハイライトしながら、その部分の音声と一緒に読むことができる。パソコンやタブレットなどを使って再生する。文字の大きさや背景の色も変えることができる。視覚障害者、ディスレクシア、本を持ちページをめくれない上肢障害がある人に有効な図書とされる。
よ	横浜市におけるG IGAスクール構 想	文部科学省が提唱した「児童生徒向けの「人」台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる」ことを目指した横浜市の構想。
り	リーディングトラ ッカー	読みたい特定の行に集中して読めるように、両隣の行の文字を隠して読み進めることができる機器のこと。視覚障害（視野狭窄や黄斑変性）、ディスレクシアのある人に有効な機器とされている。

○第33期横浜市社会教育委員会議審議経過

回	開催年月日	審議項目
第1回	令和3年 11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・議長、副議長の選出 ・本市の現状について ・本市の今後の方向性について
第2回	令和4年 3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における取組の方向性の修正案
第3回	令和4年 6月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・重点取組について（テーマ議論） 重点取組1「連携・協働による視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作」 重点取組2「インターネットサービス提供体制の強化
第4回	令和4年 8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・重点取組について（テーマ議論） 重点取組3「司書、司書教諭、学校司書等の人材育成」 重点取組4「効果的な広報・啓発戦略」
第5回	令和4年 11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・第33期横浜市社会教育委員会議 提言案について

○第 33 期横浜市社会教育委員名簿

任期／令和 3 年 9 月 15 日～令和 5 年 9 月 14 日

(敬称略)

氏名	役職名	選出区分
安藤 壽子	元お茶の水女子大学 学校教育研究部 教授	学識経験者
○野口 武悟	専修大学 文学部 教授	
◎牧野 篤	東京大学 大学院教育学研究科 教授 中央教育審議会生涯学習分科会委員	
中西 孝子	特定非営利活動法人デイジー横浜 理事	社会教育関係者
副島 江理子	前横浜市立緑園東小学校 校長	学校教育関係者
長尾 一	横浜市立盲特別支援学校 校長	
高木 一江	横浜市中部地域療育センター 所長	家庭教育関係者
大橋 由昌	特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会 副会長	教育委員会が 必要と認める者
齋木 小太郎	株式会社 ポプラ社 こどもの学びグループ こどもの学び研究所 主席研究員	
松島 雅樹	横浜市脳性マヒ者協会 事務局長	

※◎は議長、○は副議長

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年6月28日法律第49号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努め

るものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を

行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに

公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○社会教育法（社会教育委員の関連部分抜粋）

（昭和24年6月10日法律第207号）

（最近改正：令和4年6月17日法律第68号）

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

二 社会教育委員の委嘱に関すること。

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○横浜市社会教育委員条例

制定 昭和 25 年 8 月 4 日 条例 30 号
最近改正 平成 25 年 12 月 25 日 条例 第 90 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定に基き、本市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

(委嘱の基準)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の定数)

第 3 条 委員の定数は 10 人とする。

(任期その他)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。但し、1 回に限り重任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中でも委員を解嘱することができる。

(費用弁償)

第 5 条 委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費は、横浜市旅費条例(昭和 23 年 10 月横浜市条例第 73 号)中 2 号の者に支給する額により、同条例を準用して支給する。

3 委員が職務を行うために必要な研究調査及びその他の費用は、予算の範囲内においてこれを弁償する。

(委任)

第 6 条 この条例施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

○横浜市社会教育委員会議規則

制定 昭和 25 年 8 月 4 日 教育委員会規則第 6 号
最近改正 平成 15 年 10 月 15 日 教育委員会規則第 16 号

(目的)

第 1 条 横浜市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議(以下会議という。)については、この規則の定めるところによる。

(議長及び副議長)

第 2 条 会議に、議長及び副議長それぞれ一人を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長及び副議長の任期は、委員の任期とする。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 会議は、必要に応じ議長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 4 条 議長は、議案その他に関し必要あるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

第 5 条 教育委員会事務局職員は、会議に出席して、意見を述べるができる。

(庶務)

第 6 条 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別にこれを定める。

第 33 期横浜市社会教育委員会議提言

一「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
(読書バリアフリー法)」に基づく本市取組の方向性について一

令和 5 年 2 月

第 33 期横浜市社会教育委員会議

編集・発行 横浜市教育委員会事務局総務部生涯学習文化財課
〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
TEL : 045 (671) 3282 FAX : 045 (224) 5863

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

参考資料

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

地方公共団体が行う施策は、
①②③⑥⑦⑨です。

基本的施策（9条～17条）

①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
- ・円滑な利用のための支援の充実
- ・点字図書館における取組の促進 など

②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援
- ・関係者間の連携強化 など

③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）

- ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
- ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など

④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）

- ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
- ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など

⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）

- ・相談体制の整備 など

⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）

⑦情報通信技術の習得支援（15条）

- ・講習会・巡回指導の実施の推進 など

⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条）

⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

協議の場等（18条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

令和5年度南高等学校附属中学校適性検査における問題及び解答用紙の誤り並びに
横浜サイエンスフロンティア高等学校特色検査における解答用紙の誤りについて

1 概要

	事案1	事案2	事案3
(1) 対象校	南高等学校附属中学校	横浜サイエンスフロンティア高等学校	南高等学校附属中学校
(2) 事案判明日	令和5年2月3日(金)	令和5年2月15日(水)	令和5年3月7日(火)
(3) 誤りの内容	適性検査Ⅱ解答用紙 解答欄の誤り	特色検査解答用紙 記載の誤り	適性検査Ⅱ問題の誤り
(4) 判明の経緯	検査時間中に受検者から 指摘	検査時間中に受検者から 指摘	外部から指摘
(5) 対応	検査時間中に当該の問題 を削除。受検者全員に当該 問題の配点10点を加点。	検査時間中に訂正。	解答に影響がないことを 確認し、当該箇所を訂正。
(6) 記者発表日	令和5年2月3日(金)	令和5年2月15日(水)	令和5年3月10日(金)

2 各事案について

(1) 事案1 南高等学校附属中学校適性検査Ⅱ解答用紙 解答欄の誤り

ア 概要

令和5年2月3日(金)に実施した令和5年度横浜市立南高等学校附属中学校適性検査において、適性検査Ⅱの解答用紙に誤りがあった(3問題2「お」の解答欄がなかった)。検査中に受検者より指摘があり、検査時間中に当該問題の削除を指示した。その後、全受検者に当該問題の配点10点を加点することを決定、記者発表するとともに、高校教育課のホームページ及び南高校附属中学校のホームページに事案の概要、対応を掲載した。

イ 誤りの内容

<該当箇所>解答用紙

問題2	あ	う
	い	
	え	

※適性検査Ⅱの解答用紙に、「お」の解答欄がなかった。

<該当の問題文> 問題冊子 16 ページ 3 問題 2

【みなみさんの考え】

2番目の正方形数「4」の正方形の点と、2番目の長方形数「6」の長方形の点を組み合わせて、4番目の三角数「10」をつくります。

3番目、4番目、…でも成り立つように、次のように考えました。

2番目の正方形数4

○ ○
○ ○

あ

2番目の長方形数6

● ● ●
● ● ●

い

4番目の三角数

う

このように組み合わせることによって、4番目の三角数を表す三角形ができました。この考え方を使って、3番目、4番目も同じように組み合わせてできることから、次のことがわかりました。

【わかったこと】

a番目の正方形数とa番目の長方形数の和は、え番目のおになる。

先生：そのとおりです。気づいたことを、数や文字、ことばを使ってまとめることができましたね。

問題 2 【みなみさんの考え】の あ ～ う にあてはまる図を、

【図4】と同じように、○と●を使って解答欄にかきなさい。

また、【わかったこと】の え と お にあてはまるものを、数や文字、ことばを使って答えなさい。

<訂正及び指示内容>

- 問題冊子 16 ページの 3 問題 2 の次の文言を削除すること。
「また、【わかったこと】の え と お にあてはまるものを、数や文字、ことばを使って答えなさい。」
- 解答欄の「え」には何も書かない（書いたものは消す必要がない）こと。

ウ 誤りの要因

- 問題検討会議での意見を基に作問担当者が問題文を修正した際に、解答用紙、解答例の修正を行わなかったこと。
- 問題作成の責任者が問題の修正と解答用紙、解答例を確認しないまま、印刷業者に入稿したこと。
- 校正会議で、問題を解いて解答用紙に記入するという作業及び問題と解答欄の照合を行わなかったこと。

(2) 事案2 横浜サイエンスフロンティア高等学校特色検査 解答用紙 記載事項の誤り

ア 概要

令和5年2月15日(水)に横浜サイエンスフロンティア高校が実施した入学者選抜における特色検査[※]の解答用紙に記載された記述の説明に誤りがあった。「Easy」となる部分が「EAST」と表記されていることについて、検査中に受検者より指摘があり、検査時間内に当該箇所^アの訂正を行った。

※高等学校が共通の検査以外に各校の特色に応じて実施することができる検査で、学力検査や面接では測ることのできない総合的な能力や特性をみる検査。

イ 誤りの内容

<該当箇所>

問題4

(1) 「解説文」・・・課題を解決するために、学校生徒がとるべき望ましい行動および「スローガン」のわらい (150字以上200字以内)															
ナッジ (EAST) の手法については EAST を E、Attractive を A、Social を S、Timely を T と略して書くこと。															

<訂正内容>

誤：EAST を E 正：Easy を E

※ 問題文には「また、解答用紙には、Easy を E、Attractive を A、Social を S、Timely を T と略して書くこと。」と正しく記載されている。

ウ 誤りの要因

- ・初校原稿に当該の誤りがあったが、校正作業を目視のみで行い、読み合わせを行っていなかったこと。
- ・2校以降の校正作業では、修正点の照合だけにとどまり、入稿原稿との照合を行っていなかったこと。

(3) 事案3 南高等学校附属中学校適性検査Ⅱ 問題の誤り

ア 概要

令和5年2月3日(金)に実施した令和5年度南高等学校附属中学校適性検査において、適性検査Ⅱの問題の一部に誤りがあった。3月7日(火)に、外部から、参照元の資料と問題に掲載された表に相違があるとの指摘を受け、確認したところ誤りがあることが判明した。正答を導く上で、この誤りは影響しないため、採点を修正する必要はなかった。

イ 誤りの内容

<該当箇所>

問題冊子10ページ 2【資料6】【表1】

【誤】

【表1】

操作	溶媒	タンパク質を溶かす性質	抽出されるタンパク質の種類	抽出されるタンパク質の量(g)
1	水	弱い	アルブミン	15
2	食塩水	↓	グロブリン	3
3	アルコール水溶液	↓	グルテニン	33
4	酢酸水溶液	強い	グリアジン	16
			その他	33

(「麵の科学」をもとに作成)

【正】

【表1】

操作	溶媒	タンパク質を溶かす性質	抽出されるタンパク質の種類	抽出されるタンパク質の量(g)
1	水	弱い	アルブミン	15
2	食塩水	↓	グロブリン	3
3	アルコール水溶液	↓	グリアジン	33
4	酢酸水溶液	強い	グルテニン	16
			その他	33

(「麵の科学」をもとに作成)

ウ 誤りの要因

- ・問題作成の過程で、担当者以外が、問題を作成するに当たって参考にした文献(以下「参考文献」という。)と作成した表の照合を行っていなかったこと。
- ・問題作成の過程における会議において、参考文献と作成した表を照合するという作業を行っていなかったこと。また、参考文献と作成した表を照合したかという確認も行っていなかったこと。

3 再発防止に向けた取組

今回の3件の事案を受けて、横浜市立高等学校附属中学校（南高等学校附属中学校・横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校）適性検査及び横浜サイエンスフロンティア高等学校特色検査において、今後二度とこのようなことが起こらないように、次のとおり検証し、再発防止に取り組む。

(1) 問題作成に係る全ての業務についての事故防止に向けた検証のプロセス

ア 問題作成の過程と事故要因の分析

- ・問題作成の過程を検証し、誤りの要因を特定した。

イ 外部有識者から専門的な意見を聴取

- ・「問題の作成ミスはない」という先入観の下で校正作業が行われていた可能性がある。
- ・校正業務については、何をすべきか、明確に決めておく必要がある。
- ・目視での校正ではなく複数名で音読して一字一句確認する。
- ・参考文献と作成した問題との突き合わせ（一文字ずつチェックする）も、校正業務の一つとして挙げる。

(2) 検証を踏まえた再発防止策の検討及び実施

問題作成の過程における留意点、チェック事項等を整理して、マニュアルを整備する。また、そのことを関係者全員で確認し業務を遂行する。

ア 問題作成に関すること

- ・参考文献を使用した際には複数で原典との照合を行う。
- ・問題を修正するごとに解答欄の修正の有無を確認する。
- ・確認作業は複数で行う。
- ・問題作成に関するチェックリストの事項を複数で確認しながら問題を作成する。

イ 問題検討に関すること

- ・作問者と別に問題を検討する者を置き、問題の妥当性、参考文献との照合を行う。
- ・実際に問題を解き、解答欄に解答を記入して、問題と解答欄の確認等を行う。

ウ 校正に関すること

- ・問題作成に関係した者とは別に、校正を専門に行う者を置く。
- ・校正作業は複数で行い、必ず読み上げて照合する。
- ・実際に問題を解き、解答欄に解答を記入する作業を行い、問題と解答欄の照合を行う。
- ・修正箇所のみでなく、入稿原稿との照合を行う。

エ その他

- ・過去のいわゆる「ヒヤリ・ハット」事例を共有して業務に当たる。
- ・印刷前の版下データを問題作成業務に関係していない者が最終確認する。
- ・秘密保持を厳重に確保した上で全ての作業を行う。

教委第71号議案

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月17日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

職員の定年引上げ等に伴い、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条総務部の款生涯学習文化財課の項生涯学習係の部第9号中「成人式」を「二十歳の市民を祝うつどい」に、同条教職員人事部の款教職員人事課の項人事第二係の部第2号中「、学校給食調理員及び学校管理員」を「及び学校給食調理員」に改める。

第3条第3項及び第4項中「、担当係長」を「、担当係長、専任職及びキャリアスタッフ」に、同条第5項中「、人事主事」を「及び人事主事」に改める。

第4条第2項中「及び担当係長」を「、担当係長、専任職及びキャリアスタッフ」に、同条第3項中「、人事主事」を「及び人事主事」に改める。

別表西部学校教育事務所の項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年横浜市教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。</p> <p>総務部</p> <p>（総務課から職員課まで 省略）</p> <p>生涯学習文化財課</p> <p>生涯学習係</p> <p>（第1号から第8号まで省略）</p> <p>(9) <u>成人式</u>の企画及び運営に関すること。</p> <p>（第10号から第12号まで 省略）</p> <p>（文化財係 省略）</p> <p>教職員人事部</p> <p>教職員人事課</p> <p>（人事第一係 省略）</p> <p>人事第二係</p> <p>（第1号 省略）</p> <p>(2) <u>学校用務員、学校給食調理員及び学校管理員</u>の会計年度任用職員の任免、配置、服務その他の人事の総合調整に関すること。</p> <p>（第3号から第5号まで 省略）</p> <p>（以下省略）</p> <p>（職）</p> <p>第3条 事務局に教育次長、部に部長、事務所に所長、課に課長、室に室長、係に係長を置く。</p> <p>2 係を置かない課及び室に担当係長を置く。</p> <p>3 事務局に担当理事、担当部長、担当課長、</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。</p> <p>総務部</p> <p>（総務課から職員課まで 省略）</p> <p>生涯学習文化財課</p> <p>生涯学習係</p> <p>（第1号から第8号まで 省略）</p> <p>(9) <u>二十歳の市民を祝うつどい</u>の企画及び運営に関すること。</p> <p>（第10号から第12号まで 省略）</p> <p>（文化財係 省略）</p> <p>教職員人事部</p> <p>教職員人事課</p> <p>（人事第一係 省略）</p> <p>人事第二係</p> <p>（第1号 省略）</p> <p>(2) <u>学校用務員及び学校給食調理員</u>の会計年度任用職員の任免、配置、服務その他の人事の総合調整に関すること。</p> <p>（第3号から第5号まで 省略）</p> <p>（以下省略）</p> <p>（職）</p> <p>第3条 事務局に教育次長、部に部長、事務所に所長、課に課長、室に室長、係に係長を置く。</p> <p>2 係を置かない課及び室に担当係長を置く。</p> <p>3 事務局に担当理事、担当部長、担当課長、</p>

課長補佐、担当係長を置くことができる。

4 教育次長、担当理事、部長、所長、担当部長、課長、室長、担当課長、課長補佐、係長、担当係長は、事務職員、技術職員又は医務職員をもって充てる。

5 事務局に首席指導主事、首席人事主事、主任指導主事、主任人事主事、指導主事、人事主事を置くことができる。

(第6項から第13項まで 省略)

(職務)

第4条 教育次長は、教育長の命を受け、事務局の事務を掌理し、教育長を補佐する。

2 担当理事、部長、所長、担当部長、課長、室長、担当課長、課長補佐、係長及び担当係長は、上司の命を受け、所管の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 首席指導主事、首席人事主事、主任指導主事、主任人事主事、指導主事、人事主事は上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 所属職員の事務分担は、課長及び室長が定める。

(第5条から第8条まで 省略)

(別表) (第2条)

学校教育事務所	管轄する学校
東部学校教育事務所	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区に所在する小学校及び中学校。
西部学校教育事務所	保土ヶ谷区、旭区、泉区、瀬谷区に所在する小学校及び中学校。

課長補佐、担当係長、専任職及びキャリアスタッフを置くことができる。

4 教育次長、担当理事、部長、所長、担当部長、課長、室長、担当課長、課長補佐、係長、担当係長、専任職及びキャリアスタッフは、事務職員、技術職員又は医務職員をもって充てる。

5 事務局に首席指導主事、首席人事主事、主任指導主事、主任人事主事、指導主事及び人事主事を置くことができる。

(第6項から第13項まで 省略)

(職務)

第4条 教育次長は、教育長の命を受け、事務局の事務を掌理し、教育長を補佐する。

2 担当理事、部長、所長、担当部長、課長、室長、担当課長、課長補佐、係長、担当係長、専任職及びキャリアスタッフは、上司の命を受け、所管の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 首席指導主事、首席人事主事、主任指導主事、主任人事主事、指導主事及び人事主事は上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 所属職員の事務分担は、課長及び室長が定める。

(第5条から第8条まで 省略)

(別表) (第2条)

学校教育事務所	管轄する学校
東部学校教育事務所	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区に所在する小学校及び中学校。
西部学校教育事務所	保土ヶ谷区、旭区、泉区、瀬谷区に所在する小学校、 <u>中学校及び義務教育学校</u> 。

南部学校教育事務所	港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区に所在する小学校、中学校及び義務教育学校。	南部学校教育事務所	港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区に所在する小学校、中学校及び義務教育学校。
北部学校教育事務所	港北区、緑区、青葉区、都筑区に所在する小学校、中学校及び義務教育学校。	北部学校教育事務所	港北区、緑区、青葉区、都筑区に所在する小学校、中学校及び義務教育学校。

教委第72号議案

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正について

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月17日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

教育委員会の任命に係る一般職職員のうち横浜市立学校に勤務する者以外の職員について、勤務時間の割振り等を追加するため、横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第 号

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程（平成31年3月横浜市教育委員会達第3号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

附則に次の1項を加える。

（勤務時間等の特例）

- 3 規則第3条第2項に基づき定める勤務時間の割振り、休憩時間及びその組別は、当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

組別	勤務時間	休憩時間
1組	午前7時15分から午後4時まで	勤務時間の途中に1時間を与える。
2組	午前7時30分から午後4時15分まで	
3組	午前7時45分から午後4時30分まで	
4組	午前8時から午後4時45分まで	
5組	午前8時15分から午後5時まで	
6組	午前8時45分から午後5時30分まで	
7組	午前9時から午後5時45分まで	
8組	午前9時15分から午後6時まで	
9組	午前9時30分から午後6時15分まで	
10組	午前9時45分から午後6時30分まで	
11組	午前10時から午後6時	

	45分まで
12組	午前10時15分から午後7時まで
13組	午前11時15分から午後8時まで
14組	午後零時15分から午後9時まで
15組(1)	午前8時30分から午後7時まで
15組(2)	午前9時から午後4時まで
16組(1)	午前8時30分から午後8時まで
16組(2)	午前10時から午後4時まで

(備考)

- 1 12組、13組及び14組は、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合に限り、割り振ることとする。
- 2 15組及び16組は(1)及び(2)を一つの組合せとして割り振ることとする。

別表備考第2項中「1つ」を「一つ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この達は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程（平成31年横浜市教育委員会達第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程 平成31年3月29日 教委達第3号</p> <p>横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程を次のように定める。</p> <p>横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則(平成31年3月横浜市人事委員会規則第6号。以下「規則」という。)第3条第2項及び第8条の規定に基づき、勤務時間を割り振られる教育委員会の任命に係る一般職職員(横浜市の立の学校に勤務する職員を除く。以下「教育委員会フレックスタイム制度勤務職員」という。)の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 規則第3条第2項の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、別表のとおりとする。</p> <p>2 教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の組別の割振りは、所属長が定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この達は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。</p>	<p>○横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程 平成31年3月29日 教委達第3号</p> <p>横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程を次のように定める。</p> <p>横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則(平成31年3月横浜市人事委員会規則第6号。以下「規則」という。)第3条第2項及び第8条の規定に基づき、勤務時間を割り振られる教育委員会の任命に係る一般職職員(横浜市の立の学校に勤務する職員を除く。以下「教育委員会フレックスタイム制度勤務職員」という。)の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 規則第3条第2項の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、別表のとおりとする。</p> <p>2 教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の組別の割振りは、所属長が定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この達は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。</p>

附 則 (令和3年3月教委達第4号)
この達は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第2条)

【別記1 参照】

(備考)

- 1 11組、12組及び13組は、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合には限り、割り振ることとする。
- 2 14組及び15組は、(1)及び(2)を1つの組合せとして割り振ることとする。

(勤務時間等の特例)

- 3 規則第3条第2項に基づき定める勤務時間の割り振り、休憩時間及びその組別は、当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

【別記2 参照】

(備考)

- 1 12組、13組及び14組は、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合には限り、割り振ることとする。
- 2 15組及び16組は(1)及び(2)を一つの組合せとして割り振ることとする。

附 則 (令和3年3月教委達第4号)
この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年 月 教委達第 号)

(施行期日)

- 1 この達は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

別表 (第2条)

【別記1 参照】

(備考)

- 1 11組、12組及び13組は、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合には限り、割り振ることとする。
- 2 14組及び15組は、(1)及び(2)を一つの組合せとして割り振ることとする。

【別記1】

組別	勤務時間	休憩時間
1組	午前7時15分から午後4時まで	勤務時間の途中に1時間を与える。
2組	午前7時30分から午後4時15分まで	
3組	午前7時45分から午後4時30分まで	
4組	午前8時から午後4時45分まで	
5組	午前8時45分から午後5時30分まで	
6組	午前9時から午後5時45分まで	
7組	午前9時15分から午後6時まで	
8組	午前9時30分から午後6時15分まで	
9組	午前9時45分から午後6時30分まで	
10組	午前10時から午後6時45分まで	
11組	午前10時15分から午後7時まで	
12組	午前11時15分から午後8時まで	
13組	午後零時15分から午後9時まで	
14組(1)	午前8時30分から午後7時まで	
14組(2)	午前9時から午後4時まで	
15組(1)	午前8時30分から午後8時まで	
15組(2)	午前10時から午後4時まで	

改正後（案）

【別記2】

組別	勤務時間	休憩時間
1組	午前7時15分から午後4時まで	勤務時間の途中に1時間を与える。
2組	午前7時30分から午後4時15分まで	
3組	午前7時45分から午後4時30分まで	
4組	午前8時から午後4時45分まで	
5組	午前8時15分から午後5時まで	
6組	午前8時45分から午後5時30分まで	
7組	午前9時から午後5時45分まで	
8組	午前9時15分から午後6時まで	
9組	午前9時30分から午後6時15分まで	
10組	午前9時45分から午後6時30分まで	
11組	午前10時から午後6時45分まで	
12組	午前10時15分から午後7時まで	
13組	午前11時15分から午後8時まで	
14組	午後零時15分から午後9時まで	
15組(1)	午前8時30分から午後7時まで	
15組(2)	午前9時から午後4時まで	
16組(1)	午前8時30分から午後8時まで	
16組(2)	午前10時から午後4時まで	

教委第 73 号議案

横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部改正について

横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 17 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

機構改革の反映および発送文書に文書番号を振らなくてもよいものを限定的に認めることができるようにするため、横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第 号

横浜市教育委員会行政文書取扱規程（平成17年4月横浜市教育委員会達第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年 月 日

横浜市教育委員会

第7条第1項第3号中「総務局行政イノベーション推進室行政イノベーション推進部行政マネジメント課」を「総務局行政イノベーション推進室行政マネジメント課」に改める。

第9条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第7項第4号中「総務局行政イノベーション推進室行政イノベーション推進部行政マネジメント課長」を「総務局行政イノベーション推進室行政マネジメント課長」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

第20条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指令文書（横浜市教育委員会公示令達規則（昭和36年4月横浜市教育委員会規則第1号。以下「公示令達規則」という。）第2条第2号イの指令に係る行政文書をいう。以下同じ。）以外の行政文書で、次の各号に掲げるものにあつては、記号及び文書番号を付けないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 相手方が定める様式により発送するもの
- (3) 国等が示す要件を満たすシステムを用いて発送する電磁的記録で、記号及び文書番号に代わる管理がなされていると課等の長が認めたもの

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部改正について

1 趣旨

機構改革の反映および発送文書に文書番号を振らなくてもよいものを限定的に認めることができるようにするため、「横浜市教育委員会行政文書取扱規程」の一部を改正します。

2 改正の概要

- (1) 機構改革による改正
- (2) 発送文書に文書番号を振らなくてもよいものを限定的に認める改正
- (3) その他の改正

3 新旧対照表

別添のとおり

4 公布・施行予定日

- (1) 公布予定日
令和5年3月31日の横浜市報に掲載予定
- (2) 施行予定日
令和5年4月1日から施行

横浜市教育委員会行政文書取扱規程新旧対照表

現行	改正案
<p>(第1条から第7条第1項第2号まで省略) (総務課等における到達した行政文書の取扱い)</p> <p>第7条</p> <p>(3) 書留郵便物等にあつては、書留郵便物等收受・交付簿に必要事項を記入し(総務局行政イノベーション推進室行政イノベーション推進部行政マネジメント課(以下「行政マネジメント課」という。)から交付を受けた場合にあつては、当該郵便物に添付された書留郵便物等收受・交付票1部に必要事項を記入し)、当該課等の職員に受領を確認するための署名又は押印をさせた後、交付すること。</p> <p>(4) 主管の課等が2以上にわたる行政文書は、その関係の最も多い主管の課等に交付すること。</p> <p>(第7条第2項から第8条まで省略) (起案の方法)</p> <p>第9条</p> <p>(第1項から第3項まで省略)</p> <p>4 <u>市会議案に係る起案文書を作成したときは、遅滞なく、その議案部分の写しを、総務局総務部総務課及び法制課にそれぞれ送付しなければならない。</u></p> <p>5 起案文書には、起案の要旨、理由、問題点等を記載し、必要に応じ、参考となる資料を添付しなければならない。</p> <p>6 第1項の規定による電子決裁の方法により処理するもののうち、簡易な方法による起案文書の作成(以下「簡易起案」という。)により処理することができる事案は、次に掲げるものとする。</p>	<p>(第1条から第7条第1項第2号まで省略) (総務課等における到達した行政文書の取扱い)</p> <p>第7条</p> <p>(3) 書留郵便物等にあつては、書留郵便物等收受・交付簿に必要事項を記入し(総務局行政イノベーション推進室行政マネジメント課(以下「行政マネジメント課」という。)から交付を受けた場合にあつては、当該郵便物に添付された書留郵便物等收受・交付票1部に必要事項を記入し)、当該課等の職員に受領を確認するための署名又は押印をさせた後、交付すること。</p> <p>(4) 主管の課等が2以上にわたる行政文書は、その関係の最も多い主管の課等に交付すること。</p> <p>(第7条第2項から第8条まで省略) (起案の方法)</p> <p>第9条</p> <p>(第1項から第3項まで省略) (削除)</p> <p>4 起案文書には、起案の要旨、理由、問題点等を記載し、必要に応じ、参考となる資料を添付しなければならない。</p> <p>5 第1項の規定による電子決裁の方法により処理するもののうち、簡易な方法による起案文書の作成(以下「簡易起案」という。)により処理することができる事案は、次に掲げるものとする。</p>

<p>(1) 決裁の区分が課長専決事項で、かつ、行政文書管理規則第10条第2項の規定によりその保存期間が5年である行政文書に係る事案のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 定例的かつ定型的な事案</p> <p>イ 規則等で定められている様式により処理する定型的な事案</p> <p>(2) 決裁の区分が課長専決事項で、かつ、行政文書管理規則第10条第2項の規定によりその保存期間が3年以下である行政文書に係る事案</p> <p>7 第1項のシステム外文書のうち決裁を要する事案については、次のいずれかの方法により処理するものとする。</p> <p>(1) 定例的かつ定型的な事案については、定例決裁簿（第5号様式）により処理する方法</p> <p>(2) 行政文書管理規則第10条第2項の規定によりその保存期間が1年未満である行政文書に係る事案は、処理印（第6号様式）により処理する方法</p> <p>(3) 帳票類（規則等において定めた様式に決裁欄が組み込まれているものをいう。以下同じ。）により処理する方法</p> <p>(4) <u>総務局行政イノベーション推進室行政イノベーション推進部行政マネジメント課長が認める文書管理システム以外の情報処理システムによる電子決裁の方法</u></p> <p>8 前項第4号に規定する方法により処理する場合は、第1項ただし書の規定を準用する。</p> <p>9 簡易起案の方法又は定例決裁簿により定例的かつ定型的な事案を処理しようとするときは、あらかじめ、その処理開始について当該事案の決裁権者の決裁を得なければならない。</p>	<p>(1) 決裁の区分が課長専決事項で、かつ、行政文書管理規則第10条第2項の規定によりその保存期間が5年である行政文書に係る事案のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 定例的かつ定型的な事案</p> <p>イ 規則等で定められている様式により処理する定型的な事案</p> <p>(2) 決裁の区分が課長専決事項で、かつ、行政文書管理規則第10条第2項の規定によりその保存期間が3年以下である行政文書に係る事案</p> <p>6 第1項のシステム外文書のうち決裁を要する事案については、次のいずれかの方法により処理するものとする。</p> <p>(1) 定例的かつ定型的な事案については、定例決裁簿（第5号様式）により処理する方法</p> <p>(2) 行政文書管理規則第10条第2項の規定によりその保存期間が1年未満である行政文書に係る事案は、処理印（第6号様式）により処理する方法</p> <p>(3) 帳票類（規則等において定めた様式に決裁欄が組み込まれているものをいう。以下同じ。）により処理する方法</p> <p>(4) <u>総務局行政イノベーション推進室行政マネジメント課長が認める文書管理システム以外の情報処理システムによる電子決裁の方法</u></p> <p>7 前項第4号に規定する方法により処理する場合は、第1項ただし書の規定を準用する。</p> <p>8 簡易起案の方法又は定例決裁簿により定例的かつ定型的な事案を処理しようとするときは、あらかじめ、その処理開始について当該事案の決裁権者の決裁を得なければならない。</p>
---	---

(第10条から第19条まで省略)

(發送文書の記号、文書番号等)

第20条 發送する行政文書（以下「發送文書」という。）には、記号及び文書番号又は指令番号を付けなければならない。ただし、指令文書（横浜市教育委員会公示令達規則（昭和36年4月横浜市教育委員会規則第1号。以下「公示令達規則」という。）第2条第2号イの指令に係る行政文書をいう。以下同じ。）以外の行政文書で軽易なものにあっては、この限りでない。

(以下省略)

(第10条から第19条まで省略)

(發送文書の記号、文書番号等)

第20条 發送する行政文書（以下「發送文書」という。）には、記号及び文書番号又は指令番号を付けなければならない。ただし、指令文書（公示令達規則第2条第2号イの指令に係る行政文書をいう。以下同じ。）以外の行政文書で、次の各号に掲げるものにあつては、記号及び文書番号を付けないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 相手方が定める様式により發送するもの
- (3) 国等が示す要件を満たすシステムを用いて發送する電磁的記録で、記号及び文書番号に代わる管理がなされていると課等の長が認めたもの

(以下省略)

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。